変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、包装食パンの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、包装食パンの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
（必要表示事項） **第３条**　事業者は、包装食パンの包装に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。 ⑴・⑵　（略） ⑶　添加物 ⑷　（略） ⑸　（略） ⑹　（略） ⑺　（略） ⑻　（略） ⑼　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 ⑽　栄養成分の量及び熱量 ⑾　（略）	（必要表示事項） **第３条**　事業者は、包装食パンの包装に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。 ⑴・⑵　（略） ⑶　（略） ⑷　（略） ⑸　（略） ⑹　（略） ⑺　（略） ⑻　（略）
２　事業者は、食品表示法（平成25年法律第70号）第４条第１項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「食品表示基準」という。）別表第14に掲げる食品（えび、かに、小麦、そば、卵、乳及び落花生（以下「特定原材料」という。））を原材料とする包装食パン及び特定原材料に由来する添加物を含む包装食パンを販売する際には、施行規則の定めるところにより表示しなければならない。 ３　前２項のほか、食品表示基準第３条第２項の規定により包装食パンに表示が必要な事項については、施行規則の定めるところにより表示しなければならない。	
（特定事項の表示基準） **第４条**　事業者は、包装食パンについて次の各号に掲げる事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　（略） ⑵　（略）	（特定事項の表示基準） **第４条**　事業者は、包装食パンについて次の各号に掲げる事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　（略） ⑵　栄養成分又は熱量について表示する場合は、施行規則に定めるところによる。 ⑶　（略）
（不当表示の禁止） **第６条**　事業者は、包装食パンの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴　保証内容重量が第３条第１項第11号の規定に基づき表示する重量に満たないものについての斤の表示 ⑵～⑽　（略）	（不当表示の禁止） **第６条**　事業者は、包装食パンの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 ⑴　保証内容重量が第３条第８号の規定に基づき表示する重量に満たないものについての斤の表示 ⑵～⑽　（略）
（施行規則の制定） **第12条**　（略） ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	（施行規則の制定） **第12条**　（略） ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　この規約の変更の施行の日から平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される包装食パンの表示については、変更前の規約の規定の例によることができる。

○金融庁告示第五十五号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十六日　　金融庁長官　森　　信親

一　銀行代理業者名　藤原　　定
　主たる営業所又は事務所の所在地　岡山県赤磐市千躰三百三十一番地七
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十八年五月三十一日

二　銀行代理業者名　小林　修二
　主たる営業所又は事務所の所在地　埼玉県熊谷市万吉字鹿島千七百番地
　許可年月日　平成十九年十月一日
　所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
　失効年月日　平成二十八年六月三十日